

移動式の産業廃棄物の処理施設を使用されている皆様 一宮市に関わる「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の許可等の窓口が 変わります！

令和3年4月1日に一宮市が中核市に移行することに伴い、一宮市内の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に関する許可等の事務が愛知県から一宮市に引き継がれ、一宮市内の許可等についての申請先が一宮市役所となります。

1 現行許可の取扱いについて

(1) 移動式の処理施設に係る産業廃棄物処分業

令和3年3月31日時点で愛知県知事の許可を取得している事業者であって、処分業の移動式の処理施設を有している場合は、令和3年4月1日から許可の有効期限までの間は、一宮市内の許可は一宮市長の許可を取得しているものとみなします（以下、「みなし許可」という。）。

みなし許可の対象となる事業者であれば、新たに一宮市長の許可を受けなくても、愛知県知事の許可の有効期限まで一宮市内で業を行うことが可能です。

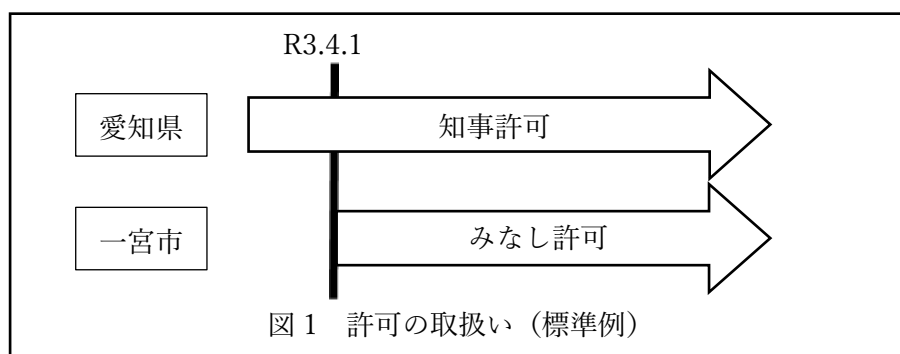
なお、一宮市以外の愛知県内における許可は現行どおりです。

※許可証は、許可の更新及び許可証の書き換え時に新たな内容で発行します。

(2) 移動式の廃棄物処理施設に係る施設設置許可

令和3年3月31日までに愛知県知事の施設許可を受けた処理施設については、愛知県知事の許可は現行のままであり、一宮市内の処理施設の許可については一宮市長の許可を受けているものとみなします。

そのため、一宮市において改めて廃棄物処理施設設置許可を申請する必要はありません。



2 処分業の更新許可申請について

処分業の許可の有効期限後も一宮市内で移動式の処理施設を用いて産業廃棄物処分業を行うのであれば、一宮市長への更新許可申請が必要です。

一宮市以外の愛知県内で処分業を行う場合は、別途愛知県知事への更新許可申請が必要です。

3 変更届等の提出について

一宮市内の処分業のみなし許可、処理施設のみなし許可を有している事業者が、住所や役員等に変更が生じ、令和3年4月1日以降に届出書を提出する場合は、一宮市に届出書を提出してください。

ただし、一宮市以外の愛知県内でも引き続き移動式の施設を使用し、処分業を行う場合は、別途県への届出書の提出が必要です。

4 令和3年3月31日までの許可申請書類及び届出書類について

(1) 許可申請書類

令和3年3月31日までに移動式の廃棄物処理施設の設置許可申請を行う場合、令和3年4月1日以降も一宮市内において申請に係る移動式処理施設を使用する場合は、一宮市への引継ぎ書類として申請書一式を1部追加で提出してください（控えを含め計4部）。移動式処理施設以外の場合は現行どおり3部提出してください。

また、令和3年3月31日までに産業廃棄物処分業の更新許可申請を行い、令和3年4月1日以降も移動式の処理施設を用いて一宮市内で産業廃棄物処分業を行う場合は、一宮市への引継ぎ書類として申請書一式を1部追加で提出してください（控えを含め計4部）。

(2) 届出書類

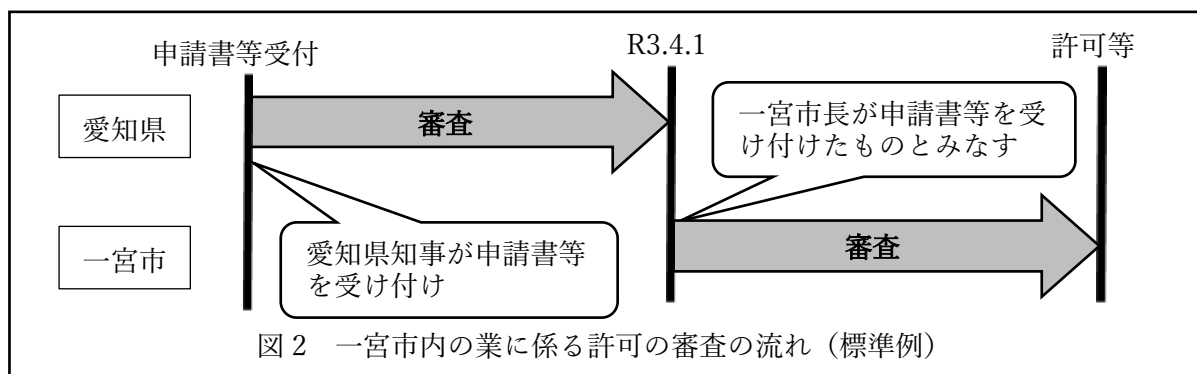
令和3年4月1日以降も移動式の処理施設を用いて一宮市内で産業廃棄物処分業を行う場合は、一宮市への引継ぎ書類として届出書一式を1部追加で提出してください（控えを含め計4部）。

5 令和3年3月31日までに受け付けた許可申請書及び変更届等の取扱いについて

令和3年3月31日までに愛知県知事が受け付け、同日までに許可（又は不許可）されていない一宮市に係る許可申請書や、審査が完了していない変更届等については、令和3年4月1日以降は一宮市長が受け付けたものとみなしますので、差し替え書類の提出等は一宮市に提出してください。

愛知県知事の許可と一宮市内の処分業のみなし許可を有している事業者に対しては、許可又は書換えに係る許可証は、愛知県知事と一宮市長の双方から発行されます。

なお、廃棄物処理施設の許可については、一宮市長から改めて許可証が発行されることはありません。



6 問い合わせ先

愛知県環境局資源循環推進課産業廃棄物グループ 電話052-954-6235
一宮市環境部清掃対策課(4月1日に名称変更予定) 電話0586-45-7004